

日本障害者協議会・障害者政策に関する質問状(政策アンケート)への回答

6. 障害者権利条約のモニタリング機関について

障害者権利条約を批准するにあたって、第三十三条第2項の「この条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組み」(モニタリング機関)が必要になりますが、これに関する貴党のご見解をお聞かせください。

Q6-1 障害者権利条約のモニタリング機関

障害者権利条約のモニタリング機関を障害者政策委員会とすることについて

- ① 賛成である。
  - ② 反対である。
  - ③ どちらともいえない。
- ②、③を選択の場合、その理由をお書きください。(200字以内)

民主党	自由民主党	公明党	日本共産党	みんなの党	社会民主党	日本維新の会	国民新党
記入なし	記入なし	①賛成である。	①賛成である。	①賛成である。	①賛成である。	③どちらともいえない。	①賛成である。
障害者差別禁止法案の内容について検討中であり、モニタリング機関をどのように規定するかについても、関係者のご意見をよく伺いながら決めたいと考えます。						具体的な制度設計にあたっては、政治と行政の役割分担をしっかりと行って取り組むべきであり、障がい者制度改革推進本部などで引き続き検討すべきと考える。	